

議案第 88 号

北名古屋市保育所条例の一部改正について

北名古屋市保育所条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

令和元年 11 月 29 日提出

北名古屋市長 長 瀬 保

提案理由

この案を提出するのは、北名古屋市立熊之庄保育園、北名古屋市立薬師寺保育園及び北名古屋市立九之坪保育園分園を閉園すること並びに保育所の入所に関する規定の見直しに伴い、本条例の一部を改めるため必要があるからである。

北名古屋市保育所条例の一部を改正する条例

北名古屋市保育所条例（平成１８年北名古屋市条例第９９号）の一部を次のように改正する。

第５条第１項ただし書を削る。

別表北名古屋市立熊之庄保育園の項、北名古屋市立薬師寺保育園の項及び北名古屋市立九之坪保育園分園の項を削る。

附 則

この条例は、令和２年４月１日から施行する。